**別紙8\_ファイル連携に関する詳細技術仕様書【第2.2版】　新旧対照表**

| **改定後** | **現行** |
| --- | --- |
| 1.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ  （略）  2.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書について  2.1.　バケットについて  （略）  2.2.　連携フォルダについて  （略）  2.3.　連携ファイルについて  2.3.1.連携ファイル命名規則  ①　連携ファイルの命名規則は以下のとおり。  ｛連携ID＋枝番＋版数｝\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　連携ファイル名（機能別連携仕様にて、I/Oがoutputとなっている連携機能名の「連携ID+枝番+版数」）の後ろにスネイクケース（単語間をアンダースコアで繋げる表記法）を使用し、ファイル出力したタイムスタンプ（年月日時分秒ミリ秒）及び連番（タイムスタンプが重複しない場合は1固定として、重複する場合に限りカウントアップする）を含め、拡張子は小文字の「csv」とすること。なお、版数は「version」を表す「v」（固定）と4桁の数字で表現すること。    例）  版数1.0版の場合  003o00100v0100\_20220126155422111\_1.csv  版数1.12版の場合  003o00100v0112\_20220126155422111\_1.csv  ②　格納完了通知ファイルの命名規則は以下のとおり。  　連携ファイルのファイル名に版数を付与し、拡張子を小文字の「hed」とすること。  例）  版数1.0版の場合  003o00100v0100\_20220126155422111\_1.hed  版数1.12版の場合  003o00100v0112\_20220126155422111\_1.hed  ※標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合のファイル名については、「連携ID+枝番+版数」に独自施策システム等IDを追加して設定すること。  例）連携ファイル  003o00100v0100\_900\_20220126155422111\_1.csv  格納完了通知ファイル  003o00100v0112\_900\_20220126155422111\_1.hed  ③　申請ZIPはぴったりサービスから連携されたまま、ファイル名の変更は行わないこと。  ④　宛名番号等ファイルの命名規則は以下のとおり。  ID\_｛受付番号｝\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　ファイル名先頭を「identifier」を表す「ID」（固定）とし、後ろにスネイクケースを使用し、受付番号を含めること。受付番号以降は、連携ファイルの命名規則同様に、ファイル出力したタイムスタンプと連番とすること。  ⑤　「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様によって、基本データリストを用いた連携における連携ファイルの命名規則は以下のとおり。  ｛システム区分＋グループID4｝\_kihon\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　「システム区分＋グループID」の後ろにスネイクケースを使用し、基本データリストを表す「kihon」（固定）を含め、タイムスタンプと連番とすること。  4 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」に記載のグループIDを指す。  2.3.2.連携ファイル  （略）  2.3.3.連携ファイル作成単位  （略）  2.3.4.連携ファイル格納方法  ①　提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、伝送データの暗号化5を行うこと。  ②　提供側業務システムは、オブジェクトストレージ上の、該当バケットにある提供側業務システムから利用側業務システムへの連携フォルダに連携ファイルを格納すること。  例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、バケット「011002-0001-0027」（都道府県コード及び市区町村コードは、北海道札幌市を例とする）にある「0027」のフォルダに格納する。児童手当システムは、上記のフォルダを参照し、ファイル取込を行う。  ③　オブジェクトストレージ上に保存される連携ファイルを暗号化6すること。  ④　同一のクラウドサービス（以下「CSP」という。）内でファイル連携を行う場合、オブジェクトストレージへアクセスする際の認証認可は、CSPの認証認可機能を利用することも可能とする。  ⑤　異なるCSP間又はCSPとオンプレミス環境間でファイル連携を行う場合、API連携で利用する認証認可サーバをIDプロバイダー(以下「IdP」という。)とし、CSPの認証認可機能と連携(フェデレーション)させ、IdPでオブジェクトストレージの認証を行うこと。  5 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  6 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  2.3.5.連携ファイル検知方法  （略）  2.3.6.格納完了通知ファイル形式  ①　格納完了通知ファイルには改行区切りで以下情報を含めること。  　1行目：連携ファイルのファイル名  2行目：連携ファイルのファイルサイズ（バイト）  3行目：連携ファイルのヘッダ情報を含まない実データの行数  例）  003o00100v0100\_20220126155422111\_1.csv  1234567  1234  2.3.7.格納完了通知ファイル作成単位  （略）  2.3.8.連携ファイル取込  （略）  2.3.9.連携ファイル退避・移動  （略）  2.3.10.退避・移動ファイル保存期間  （略）  2.3.11.差分連携や削除データ連携における対応  （略）  2.4.　権限管理  （略）  3.　ファイルサーバの構築について  3.1.　ファイルサーバの構築について  （略）  3.2.　連携フォルダについて  （略）  3.3.　連携ファイルについて  3.3.1.連携ファイル命名規則  （略）  3.3.2.連携ファイル  （略）  3.3.3.連携ファイル作成単位  （略）  3.3.4.連携ファイル格納方法  ①　提供側業務システムは、SFTP、SCP等による伝送データの暗号化7を行うこと。  ②　提供側業務システムは、ファイルサーバ上の、提供側業務システムのフォルダ配下の利用側業務システムのサブフォルダに連携ファイルを格納すること。  例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダに格納する。児童手当システムは、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダを参照し、ファイル取込を行う。  ③　ファイルサーバ上に保存される連携ファイルを暗号化8すること。  ④　ファイル転送用ツールを導入している場合、その利用を妨げない。  7 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  8 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.3.5.連携ファイル検知方法  （略）  3.3.6.格納完了通知ファイル形式  （略）  3.3.7.格納完了通知ファイル作成単位  （略）  3.3.8.連携ファイル取込  （略）  3.3.9.連携ファイル退避・移動  （略）  3.3.10.退避・移動ファイル保存期間  （略）  3.3.11.差分連携や削除データ連携における対応  （略）  3.4.　権限管理  （略） | 1.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書の位置づけ  （略）  2.　ファイル連携に関する詳細技術仕様書について  2.1.　バケットについて  （略）  2.2.　連携フォルダについて  （略）  2.3.　連携ファイルについて  2.3.1.連携ファイル命名規則  ①　連携ファイルの命名規則は以下のとおり。  ｛連携ID＋枝番＋版数｝\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　連携ファイル名（機能別連携仕様にて、I/Oがoutputとなっている連携機能名の「連携ID+枝番+版数」）の後ろにスネイクケース（単語間をアンダースコアで繋げる表記法）を使用し、ファイル出力したタイムスタンプ（年月日時分秒ミリ秒）及び連番（タイムスタンプが重複しない場合は1固定として、重複する場合に限りカウントアップする）を含め、拡張子は小文字の「csv」とすること。なお、版数は「version」を表す「v」（固定）と2桁の数字で表現すること。  例）  版数1.0版の場合  003o00100v10\_20220126155422111\_1.csv  版数1.1版の場合  003o00100v11\_20220126155422111\_1.csv  ②　格納完了通知ファイルの命名規則は以下のとおり。  　連携ファイルのファイル名に版数を付与し、拡張子を小文字の「hed」とすること。  例）  版数1.0版の場合  003o00100v10\_20220126155422111\_1.hed  版数1.1版の場合  003o00100v11\_20220126155422111\_1.hed  ※標準準拠システムが独自施策システム等とファイル連携を行う場合のファイル名については、「連携ID+枝番+版数」に独自施策システム等IDを追加して設定すること。  例）連携ファイル  003o00100v10\_900\_20220126155422111\_1.csv  格納完了通知ファイル  003o00100v10\_900\_20220126155422111\_1.hed  ③　申請ZIPはぴったりサービスから連携されたまま、ファイル名の変更は行わないこと。  ④　宛名番号等ファイルの命名規則は以下のとおり。  ID\_｛受付番号｝\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　ファイル名先頭を「identifier」を表す「ID」（固定）とし、後ろにスネイクケースを使用し、受付番号を含めること。受付番号以降は、連携ファイルの命名規則同様に、ファイル出力したタイムスタンプと連番とすること。  ⑤　「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様によって、基本データリストを用いた連携における連携ファイルの命名規則は以下のとおり。  ｛システム区分＋業務ID｝\_kihon\_YYYYMMDDhhmmssfff\_{9}.csv  　「システム区分＋業務ID」の後ろにスネイクケースを使用し、基本データリストを表す「kihon」（固定）を含め、タイムスタンプと連番とすること。  （新設）  2.3.2.連携ファイル  （略）  2.3.3.連携ファイル作成単位  (略)  2.3.4.連携ファイル格納方法  ①　提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、伝送データの暗号化4を行うこと。  ②　提供側業務システムは、オブジェクトストレージ上の、該当バケットにある提供側業務システムから利用側業務システムへの連携フォルダに連携ファイルを格納すること。  例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、バケット「011002\_0001-0027」（都道府県コード及び市区町村コードは、北海道札幌市を例とする）にある「0027」のフォルダに格納する。児童手当システムは、上記のフォルダを参照し、ファイル取込を行う。  ③　オブジェクトストレージ上に保存される連携ファイルを暗号化5すること。  ④　同一のクラウドサービス（以下「CSP」という。）内でファイル連携を行う場合、オブジェクトストレージへアクセスする際の認証認可は、CSPの認証認可機能を利用することも可能とする。  ⑤　異なるCSP間又はCSPとオンプレミス環境間でファイル連携を行う場合、API連携で利用する認証認可サーバをIDプロバイダー(以下「IdP」という。)とし、CSPの認証認可機能と連携(フェデレーション)させ、IdPでオブジェクトストレージの認証を行うこと。  4 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  5 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  2.3.5.連携ファイル検知方法  （略）  2.3.6.格納完了通知ファイル形式  ①　格納完了通知ファイルには改行区切りで以下情報を含めること。  　1行目：連携ファイルのファイル名  2行目：連携ファイルのファイルサイズ（バイト）  3行目：連携ファイルのヘッダ情報を含まない実データの行数  例）  003o00100v10\_20220126155422111\_1.csv  1234567  1234  2.3.7.格納完了通知ファイル作成単位  （略）  2.3.8.連携ファイル取込  （略）  2.3.9.連携ファイル退避・移動  （略）  2.3.10.退避・移動ファイル保存期間  （略）  2.3.11.差分連携や削除データ連携における対応  （略）  2.4.　権限管理  （略）  3.　ファイルサーバの構築について  3.1.　ファイルサーバの構築について  （略）  3.2.　連携フォルダについて  （略）  3.3.　連携ファイルについて  3.3.1.連携ファイル命名規則  （略）  3.3.2.連携ファイル  （略）  3.3.3.連携ファイル作成単位  （略）  3.3.4.連携ファイル格納方法  ①　提供側業務システムは、SFTP、SCP等による伝送データの暗号化6を行うこと。  ②　提供側業務システムは、ファイルサーバ上の、提供側業務システムのフォルダ配下の利用側業務システムのサブフォルダに連携ファイルを格納すること。  例）住民記録システムが児童手当システムへ提供する場合は、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダに格納する。児童手当システムは、住民基本台帳フォルダ配下の児童手当サブフォルダを参照し、ファイル取込を行う。  ③　ファイルサーバ上に保存される連携ファイルを暗号化7すること。  ④　ファイル転送用ツールを導入している場合、その利用を妨げない。  6 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  7 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.3.5.連携ファイル検知方法  （略）  3.3.6.格納完了通知ファイル形式  （略）  3.3.7.格納完了通知ファイル作成単位  （略）  3.3.8.連携ファイル取込  （略）  3.3.9.連携ファイル退避・移動  （略）  3.3.10.退避・移動ファイル保存期間  （略）  3.3.11.差分連携や削除データ連携における対応  （略）  3.4.　権限管理  （略） |